加工りん酸肥料（りん酸質肥料、副産肥料（専ら原料規格第二中六の項に掲げる原料を使用した肥料であつて、りん酸を保証し、窒素及び加里を保証しないものに限る。）、熔成微量要素複合肥料、りん酸含有物、塩基性のカルシウム、マグネシウム若しくはマンガン含有物、鉱さい又はほう酸塩に硫酸、りん酸又は塩酸を加えたものをいう。）	（略）	（略）	一　と畜場の排水処理施設から生じた汚泥を使用する場合にあつては、管理措置が行われたものであること。 二・三　（略）
混合りん酸肥料（りん酸質肥料又は副産肥料（専ら原料規格第二中六の項に掲げる原料を使用した肥料であつて、りん酸を保証し、窒素及び加里を保証しないものに限る。）に、りん酸質肥料、有機質肥料、副産肥料等、石灰質肥料、けい酸質肥料、苦土質肥料、マンガン質肥料、ほう素質肥料又は微量要素複合肥料を混合したものをいう。）	（略）	（略）	一～五　（略） 六　と畜場の排水処理施設から生じた汚泥を使用する場合にあつては、管理措置が行われたものであること。 七・八　（略）

三　加里質肥料（有機質肥料（動植物質のものに限る。）を除く。）

(1)　（略）

(2)　登録の有効期間が三年又は六年であるもの

肥料の種類	含有すべき主成分の最小量（%）	含有を許される有害成分の最大量（%）	その他の制限事項
被覆加里肥料（加里質肥料又は副産肥料（専ら原料規格第二中七の	（略）	（略）	一　（略） 二　と畜場の排水処理施設から生じた

加工りん酸肥料（りん酸質肥料、副産肥料（専ら原料規格第二中六の項に掲げる原料を使用した肥料であつて、りん酸を保証し、窒素及び加里を保証しないものに限る。）、熔成微量要素複合肥料、りん酸含有物、塩基性のカルシウム、マグネシウム若しくはマンガン含有物、鉱さい又はほう酸塩に硫酸、りん酸又は塩酸を加えたものをいう。）	（略）	（略）	一　牛等由来の原料を使用する場合にあつては、管理措置が行われたものであること。 二・三　（略）
混合りん酸肥料（りん酸質肥料又は副産肥料（専ら原料規格第二中六の項に掲げる原料を使用した肥料であつて、りん酸を保証し、窒素及び加里を保証しないものに限る。）に、りん酸質肥料、有機質肥料、副産肥料等、石灰質肥料、けい酸質肥料、苦土質肥料、マンガン質肥料、ほう素質肥料又は微量要素複合肥料を混合したものをいう。）	（略）	（略）	一～五　（略） 六　牛等由来の原料を使用する場合にあつては、管理措置が行われたものであること。 七・八　（略）

三　加里質肥料（有機質肥料（動植物質のものに限る。）を除く。）

(1)　（略）

(2)　登録の有効期間が三年又は六年であるもの

肥料の種類	含有すべき主成分の最小量（%）	含有を許される有害成分の最大量（%）	その他の制限事項
被覆加里肥料（加里質肥料又は副産肥料（専ら原料規格第二中七の	（略）	（略）	一　（略） 二　牛等由来の原料を使用する場合に